

登録専用番号

概要書面



本書面は、『特定商取引に関する法律』により、交付が義務付けられている書面です。
ご入会を検討される方は、本書面の内容をよくお読みください。

紹介者記入欄

氏名		会員ID	
住所			
電話番号			

— 目次 —

1. 会社概要（統括者）	3
2. 会員倫理綱領	3
3. 販売形態	3
4. 営業日及び営業時間	3
5. 会員登録	3
6. 会員の種類	4
7. 会員活動	4
8. 会員登録申請書の手順	4
9. 会員登録申請書の締日	5
10. 会員の責務	5
11. 会員の有効期間・降格	5
12. その他	6
13. 主な取扱商品	6
14. 登録時の商品の購入	7
15. 追加商品購入	7
16. 商品の引渡し方法	7
17. 商品代金支払方法	7
18. 振込口座	7
19. 禁止行為（特定商取引に関する法律）	8
20. 弊社が定める禁止行為	8
21. 商品交換・返品	9
22. 会員資格の停止、取消、処分	9
23. 取扱商品一覧表	10
24. 新規登録（特定負担）	10
25. タイトルと昇格条件	10
26. マーケティングプラン（特定利益）	11
27. ボーナス取得条件	13
28. ボーナスの締日と支給日	14
29. 個人情報の取扱い	14
30. 機密保持	15
31. 信販の抗弁権の行使	15
32. 管轄裁判所	15
33. 内容変更	15
34. 契約の撤回（クーリングオフ）	15
35. 定型約款制及び内容の変更	16
36. 概要書面の変更	15
37. クーリングオフについて	16

1. 【会社概要】

会社名	株式会社Aphrozone JAPAN（株式会社アフロゾーンジャパン）
資本金	25,000,000円
設立	2015年8月
代表取締役	金 奉俊
本社	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町21-1 THE PORTAL Nihombashi East 2F TEL 03-6661-9565 FAX 03-6661-9503 ビジネス専用 0120-314-153 注文専用 0120-846-026
大阪ビジネスセンター	〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-43 ファサード江坂ビル2F TEL 06-6369-0260 FAX 06-6369-0265

2. 【会員倫理綱領】

1. 本書面の記載事項が当会員の『会員規則』となります。
2. 会員は、MLM（マルチレベル・マーケティング）業界の社会的認知度の向上及び健全な発展の為に、法律や会員規則を遵守します。
3. 会員は、本会員活動を通じて私利私欲に走ることなく、節度とマナーを守り、健全な活動に努めます。

3. 【販売形態】

商品の販売は、MLMの流通形態に基づき斡旋による販売を行います。

4. 【営業日及び営業時間】

1. ご注文：注文専用ダイヤル（0120-846-026）にてお受けいたします。
営業時間は、月曜日から金曜日の10：00から17：00まで。
FAX、WEBサイトからのご注文は24時間受信可能です。土・日・祝日は定休日です。

5. 【会員登録】

日本国内に居住している20歳以上の成人（学生は不可）であれば、会員登録することができます。また法人での登録もできます。

1. 入会条件

- ① 個人の場合、20歳以上の成人に限り会員登録ができます。
- ② 法人の場合、その法人（代表取締役が20歳以上に限ります。また、学生は不可とします）名義で会員登録することができます。登録の際には、発行日より3か月以内の会社登記簿謄本（コピー可）と法人名義口座のご提出が必要です。
- ③ 日本国内在住の日本国籍を有する者、若しくは日本での滞在が1年以上の在留資格を得ている外国籍者は会員登録することができます。（外国人登録証あるいは在留カード等書類の提出が必要です）

2. 以下に該当する者は、会員登録ができません。

- ① 20歳未満の方（20歳以上でも、文部科学省の認定校に在籍する学生は会員登録することはできません）
- ② 反社会集団の関係者
- ③ 破産者
- ④ 成年被後見人、被保佐人
- ⑤ 懲役又は禁固の刑に処せられた者

- ⑥ 国家公務員、地方公務員
- ⑦ 住所不定者
- ⑧ 以前、会員登録をしており、何らかの理由で除名処分になった者
- ⑨ クーリングオフ及び退会手続完了日から起算して3か月以上経過していない者
- ⑩ 既に会員資格を有する者（日本国外の現地法人で会員登録している場合も含む）
- ⑪ 関連法規を理解・遵守しない及び理解できない者
- ⑫ その他、会員として適格でないと弊社が判断した者
- ⑬ 会員登録資格のない者が、後に会員登録したことが判明した場合、その時点で除名処分となります。また、除名となった場合、会員登録時に遡り、ボーナス受給資格を失効します。

6. 【会員の種類】

1. 愛用者会員登録

アフロゾーンジャパンが取扱う商品を会員価格で購入できます。ただし、商品の販売やスポンサー活動はできません。自己消費のみとなります。登録時に5万PV（約1万円）以上『特定負担』の商品を会員価格で購入することが条件となります。

2. ビジネス会員登録

アフロゾーンジャパンが提供する商品・マーケティングプランを活用しビジネス活動ができます。ビジネス活動を始めるための商品購入『特定負担』と、ビジネス活動をすることによって得られた利益『特定利益』があります。

① メンバー会員登録（M）

登録時に5万PV（約1万円）『特定負担』以上の商品を会員価格で購入することが条件となります。

② エージェント会員登録（AG）

アフロゾーンジャパンが提供するボーナスプランに参加できます。新規エージェント登録時に40万PV（約7～11万円）以上『特定負担』の商品購入が条件となります。

③ シルバー会員登録（SV）

アフロゾーンジャパンが提供するボーナスプランに事業として本格的参加となります。シルバー登録時に160万PV（約25～29万円）以上『特定負担』の商品購入が条件となります。

7. 【会員活動】

- 1. ビジネス会員は、アフロゾーンジャパンが定めた報酬プラン『特定利益』にしたがって、スポンサリング活動を行うことができ、自分のタイトル及びグループ実績に応じて、ボーナス（報酬）を受給することができます。
- 2. ビジネス会員は、「特定商取引に関する法律」、その他関連法律を遵守し、ビジネス活動をしなければなりません。
- 3. ビジネス会員は、独立した事業者であり、アフロゾーンジャパンとの間に雇用関係、代理人関係、共同事業関係などは生じません。
- 4. ビジネス会員としての活動によって発生するトラブルに関する全ての責任は原則、ビジネス会員が負います。ビジネス会員の行為及びそれによって生じる苦情、損害、債務などにつき、アフロゾーンジャパンは原則、一切責任を負いません。

8. 【会員登録申請書の手順】

会員登録の際、特定負担として商品の購入及び会員登録申請書の提出が必要です。初回登録時は登録内容に応じて必要な商品購入PV（ポイント）・購入金額が変わります。

- 1. 会員登録申請書に必要事項をご記入の上、弊社宛FAX（FAX後、原本郵送）、郵送にてお申し込みください。

- ①入会には紹介者が必要です。
 - ②必ず自筆で記入もれのないようご記入ください。
 - ③氏名・生年月日・住所は住民票と同一であり、現住所でのご登録が原則となります。（勤務先やその他の住所でのご登録はできません）
 - ④一度登録した『紹介者』（スポンサー）『配置先』（パートナー）及び『登録日』等を変更することはできません。
 - ⑤愛用者会員は紹介者になることはできません。紹介者になる場合には、ビジネス会員への登録変更手続きが必要です。
 - ⑥法人登録の場合は、登記簿謄本（発行3か月以内、コピー可）と法人名義口座の添付が必要です。
 - ⑦外国の方が登録される場合は、外国人登録証のコピー若しくは在留カードコピーの添付が必要です。
 - ⑧新規会員登録申請書及び初回商品購入欄に申請内容を漏れなく記入・自署・捺印してください。
2. 紹介者から概要書面を受取・書面及び口頭にて説明をお受けください。また、ご自身でも内容をよくお読み頂き、十分にご理解頂いた上で、以下の項目について今一度ご確認ください。
- ①本ビジネスの目的について
 - ②会員の権利について
 - ③会員登録時に購入する商品代金『特定負担』について
 - ④弊社の取扱商品について
 - ⑤『特定利益』について
 - ⑥クーリングオフを含む会員契約の解除について
 - ⑦会員登録申請書の本人控え及び契約書面・会員登録完了通知書を会員契約の控えとし、申請者本人が保管しなければならないこと
 - ⑧ビジネス活動を行うにあたって、禁止事項、その他規約を遵守しなければならないこと

9. 【会員登録申請の締日】

1. FAXの場合、毎月15日又は月末日の17時00分までに受信及び決済が完了したものが有効です。
2. 下記の場合は翌期以降の扱いとなる可能性があります。
 - ①必要事項の記入不備がある場合
 - ②現金振込での支払を希望したが、指定口座への振込が確認できない場合
 - ③会員登録申請のFAXをアフロゾーンジャパン側で受信していない場合

10. 【会員の責務】

会員登録をすれば、必ず会員としてのビジネス活動をしなければならないという義務はありません。ただし、ビジネス活動を行う際は、概要書面、契約書面の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。また、特定商取引に関する法律、個人情報保護法、景品表示法、消費者契約法、所得税法等その他関連法規及び公序良俗に反する方法で、ビジネス活動を行ってはいけません。

11. 【会員の有効期間・降格】

1. 下記の場合は、会員登録が抹消されます。
 - ①本人からの申し出があった場合
 - ②最終注文日より連続12ヶ月間商品（PVのあるもの）の購入がない場合
 - ③最後に直紹介を登録した月から連続12ヶ月間登録がない場合
2. 会員は、傘下の会員が退会するなど現在のタイトル条件を満たさなくなった場合、降格することがあります。

12. 【その他】

1. 会員資格は原則として譲渡できません。ただし、会員が死亡した場合、法定相続人が譲渡申請書による譲渡申し出を行い、弊社承認後、二親等以内の親族に限り会員資格を譲渡することができます。また、所定の期間内に申し出がない場合、相続を放棄したものとみなし、その権利は弊社に帰属します。
2. 上記1.により相続が行われた後に、旧会員が会員規約に違反していたことが発覚した場合は相続した会員に対して除名、ボーナスの支払停止及びボーナスの返還請求などの措置を講じることがあります。
3. ボーナスの振込口座は、会員登録申請書にて指定された口座にて行います。振込に使用する口座は、会員登録を行った本人名義の口座でなければなりません。
4. 会員は、登録した会員情報に変更があった場合、会員情報変更届に必要な事項を記入、弊社へFAXしてください。

13. 【主な取扱商品】

	商品名	分類	内容量	内容成分
1	ルビーセル インテンシブ 4U セラム	化粧品	6mℓ×18	水、グリセリン、BG、ヒト脂肪細胞順化培養液エキス、ナイアシンアミド、1,2-ヘキサジオール、(クエン酸/乳酸/リノール酸/オレイン酸)グリセリル、ミリスチン酸イソプロピル、加水分解コラーゲン、アセチルヘキサペプチド-8、パルミトイルトリペプチド-5、マグワ樹皮エキス、タカサプロウエキス、オウゴン根エキス、タイツリオウギ根エキス、セラミドNP、スクワラン、3-O-エチルアスコルビン酸、パンテノール、アルギニン、アデノシン、加水分解ゴマタンバクPGプロピルメチルシランジオール、オリーブ果実油、セイヨウアカマツ葉油、DPG、カプリリルグリコール、水添ポリデセン、水添レシチン、ヤシ油脂肪酸ポリグリセリル-3、カプリン酸ポリグリセリル-4、カプリル酸ポリグリセリル-6、リノレイン酸ポリグリセリル-6、セテアリルアルコール、オリーブ脂肪酸セテアリル、オリーブ脂肪酸ソルビタン、(VP/ポリカルバミルポリグリコール) エステル、アクリレートコポリマー、ココイルアラニンNa、ポリソルベート60
2	ルビーセル インテンシブ 4U クリーム	化粧品	50mℓ	水、スクワラン、グリセリン、ヒト脂肪細胞順化培養液エキス、エチルヘキサ酸セチル、水添ポリデセン、BG、1,2-ヘキサジオール、ナイアシンアミド、セテアリルアルコール、ステアリン酸、アラキシルアルコール、アセチルヘキサペプチド-8、パルミトイルトリペプチド-5、セラミドNP、加水分解コラーゲン、酢酸トコフェロール、アルギニン、パンテノール、アデノシン、オリーブ果実油、セイヨウアカマツ葉油、カプリリルグリコール、アラキルグルコシド、水添レシチン、ポリアクリレート-13、ポリイソブテン、ジメチコン、ペヘニルアルコール、ココイルアラニンNa、ポリソルベート20、ポリソルベート60、(クエン酸/乳酸/リノール酸/オレイン酸)グリセリル、EDTA-2Na
3	ルビーセル インテンシブ 4U バイオセルローズマスク	化粧品	25mℓ×10	水、グリセリン、BG、DPG、ヒト脂肪細胞順化培養液エキス、ヒト遺伝子組換えオリゴペプチド-1、パルミトイルトリペプチド-5、マグワ樹皮エキス、タカサプロウエキス、オウゴン根エキス、タイツリオウギ根エキス、ヒアルロン酸Na、アルギニン、アラントイン、アスコルビルリン酸Na、オリーブ果実油、ダイズ油、レシチン、キサンタンガム、エチルヘキシルグリセリン、1,2-ヘキサジオール、カプリリルグリコール、ココイルアラニンNa、ポリソルベート20、ポリソルベート60、(アクリル酸ヒドロキシエチル/アクリロイルジメチルタウリンNa) コポリマー、(クエン酸/乳酸/リノール酸/オレイン酸)グリセリル、EDTA-2Na
4	ルビーセル インテンシブ 4U ミスト	化粧品	80mℓ	水、BG、グリセリン、ヒト脂肪細胞順化培養液エキス、ベタイン、ラウリン酸ポリグリセリル-10、ミリスチン酸ポリグリセリル-10、セイヨウアカマツ葉エキス、アラントインローマカミツレ花エキス、メシマコブエキス、スベリヒユエキス、ツボクサエキス、レモン果実エキス、グリセレス-26、(アクリレート/アクリル酸アルキル(C10-30)) クロス、アルギニン、メチルグルセス-20、ジフェニルジメチコン、セイヨウアカマツ葉油、水添レシチン、オレイン酸ポリグリセリル-10、トリエチルヘキサノイン、(アクリレート/メタクリル酸ベヘニス-25) コポリマー、パルミチン酸スクロース、ヒアルロン酸Na、コメ発酵液、パルミトイルトリペプチド-5、酢酸Na、リシン、キサンタンガム、ヘキサペプチド-2、マルトデキストリン、アセチルヘキサペプチド-8、グリセリルグルコシド、ピオチン、ハス葉エキス、ムラサキバレンギクエキス、チレッタセンブリエキス、カプリリルグリコール、ペンチレングリコール、1,2-ヘキサジオール、EDTA-2Na、エチルヘキシルグリセリン
5	ルビーセル インテンシブ 4U シルキークレンザー	化粧品	150mℓ	水、ミリスチン酸、グリセリン、DPG、ステアリン酸、水酸化K、ラウリン酸、1,2-ヘキサジオール、ミツロウ、イソノナン酸エチルヘキシル、ヒト脂肪細胞順化培養液エキス、マグワ樹皮エキス、タカサプロウエキス、オウゴン根エキス、タイツリオウギ根エキス、アルギニン、オリーブ果実油、オレイン油、ラベンダー油、レモンガラス油、シベリアモミ油、アミリスバルサミフェラ樹皮油、オニサルビア油、BG、ステアリン酸グリセリル、ステアリン酸PEG-100、セテアリルアルコール、ココイルアラニンNa、ポリソルベート60、PEG-60水添ヒマシ油、(クエン酸/乳酸/リノール酸/オレイン酸)グリセリル、EDTA-2Na

※取扱商品の詳細につきましては、別紙カタログを参照してください。

14. 【登録時の商品の購入】

1. 登録申請書に必要事項及び注文商品を記入してFAXで弊社受注センターまでお送りください。
2. 商品代金の支払いには、現金・現金振込・商品代金引換（別途代引手数料がかかります）・クレジットカード・ショッピングクレジットが利用できます。

15. 【追加商品購入】

1. 2回目以降の商品購入については、専用の注文書をご使用ください。
2. 注文方法は、郵送・FAX・WEBオンラインのほか、お電話でも受付いたします。
3. 商品代金の支払いには、現金・現金振込・商品代金引換（別途代引手数料がかかります）・クレジットカード・ショッピングクレジットが利用できます。（ただし、電話注文は代金引換のみ）

16. 【商品の引渡し方法】

1. 登録住所以外に配送先を希望される場合、配送先を指定することができます。
2. 商品は会員登録申請書の内容、及び商品代金確認後10日以内に、宅配便にてお届けします。
3. 商品の送料は商品購入金額10,000円未満の場合、700円（税込）、10,000円以上は送料0円となります。

17. 【商品代金支払方法】

1. **現金支払**
本社にて現金支払が可能です。
2. **現金振込**
弊社指定金融口座への現金振込
3. **代金引換**
代金引換は、商品受取り時に商品代金と代引き手数料を現金にてお支払いください。

【注意】代金引換注文について

- ① ご注文者の登録住所にお送りすることが原則です。
 - ② ご注文者以外の方にお送りする場合、受け取り拒否がないように事前に了承を得てください。
 - ③ 万が一、①あるいは②において受け取り拒否が発生した場合、ご注文者若しくは上位スポンサーに購入代金（代引き手数料を含む）をご負担いただく場合があります。
4. **クレジットカード**
 - ① クレジットカードは申請者本人名義に限ります。
 - ② クレジットカードは海外利用枠での一括請求となります。
 - ③ 取扱カードは、VISA・Master・JCB・AMEXが使用できます。
 5. **ショッピングクレジット（分割払い）**
 - ① 所定の契約書と本人確認書類等の提出が必要となります。
 - ② 信販会社の審査を通過した場合のみ対象となります。

代金引換注文手数料	
代引金額	代引手数料(税込)
1万円以下	330円
3万円以下	440円
10万円以下	660円
30万円以下	1,100円
50万円以下	2,200円
60万円以下	6,600円
10万円増毎	+1,100円

18. 【振込口座】

商品代金は、弊社指定金融口座へお振込ください。なお、振込手数料はご本人負担です。

- みずほ銀行 銀座中央支店 普通口座3034994
口座名義 カ) Aphrozone JAPAN 〈カ) アフロゾーンジャパン〉
- 三井住友銀行 浅草橋支店 普通口座7443509
口座名義 カブシキガイシャアフロゾーンジャパン
- ゆうちょ銀行 10270-2742601 株式会社Aphrozone JAPAN 〈カ) アフロゾーンジャパン〉

19. 【禁止行為】（特定商取引に関する法律）

本ビジネスの説明、勧誘、契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行うこと及び以下の事項を教唆することは禁止事項となっております。禁止事項を行った場合は、その行為者が法律によって罰せられます。

1. 勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しないこと。
 - ① 弊社の名称。
 - ② 紹介者の氏名。
 - ③ 特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨。
 - ④ 本ビジネスに係る商品の種類。
2. 以下の事項について不実告知（事実でないことを告げる）や、事実不告知（故意に事実を告げない）となる行為、若しくは以下の事項について書面及び口頭にて説明を行わないこと。
 - ① 商品の種類、品質等。
 - ② 商品の販売価格。
 - ③ 商品代金の支払時期及び支払方法。
 - ④ 本ビジネスの条件とされる特定負担。
 - ⑤ 本ビジネスの契約解除。（クーリングオフ、中途解約を含む）
 - ⑥ 該当売買契約の申込の撤回又は該当売買契約の解除に関する事項。
 - ⑦ 本ビジネスに関わる特定利益。
 - ⑧ 顧客が該当売買契約の締結を必要とする事情（契約を結ぶ動機）に関する事項。
 - ⑨ その他、本ビジネスに関わる事項であって、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項。
3. 契約締結させるため、又は契約の解除を妨げるため、相手方を威迫し困惑させる行為。
4. 契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知又は事実不告知を行うこと。
5. 概要書面を交付しないこと。
6. 概要書面の紹介者記入欄に紹介者の氏名、住所、電話番号を記載しないこと、若しくは虚偽の記載をすること。
7. 弊社取扱商品のご案内、説明会等の催事への参加を強要すること。
8. 目的を明示せず、一般の人が出入りしない場所で勧誘すること。
9. 会員登録申請書に虚偽の記載をさせること。
10. 一部の成功例や非現実的な収入例を引用し、あたかも確実に成功するかの如き印象を与えて勧誘すること。

20. 【弊社が定める禁止行為】

以下の事項は弊社が定める禁止行為であり、本人が行うことはもちろんのこと、他の会員を教唆することも禁止します。

1. 消費者金融等の利用による商品購入を勧めることや、会員間で金銭を貸借することを含む融資の斡旋を行うこと。
2. 「絶対に儲かる」「必ず成功する」「月収●●万円以上は確実に得られる」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生するかのごとく誇大表現をすること。
3. ボーナス明細あるいは金融機関通帳を見せて勧誘すること。
4. 会員登録の意思がないと既に表明している方に、長時間に渡り、強引に説得を行うこと。
5. 心理的、精神的な不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること。
6. 道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配り等を行うこと。
7. 会員が弊社の承認無しに、名刺やロゴ、商標、著作物をコピーや転写すること及び資料、文書、名刺等を作成すること。
8. 会員が、弊社の承認無しに、雑誌、インターネット、ラジオ、テレビ、折込広告、DM等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告を行うこと。
〈重要〉 インターネット上での再販売（オークション、転売サイトへの出品等）は固くこれを禁じます。
出品した会員本人及び上位者には、会員資格停止などの厳しい処分があります。
9. 夜9時以降の深夜、若しくは朝8時以前の早朝に相手の同意なしにビジネス活動を行うこと。
10. 明らかにビジネス活動ができない方を勧誘及び契約を締結させること。
11. 代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載を行うこと。

12. 本ビジネス契約を締結するに際し、該当契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること及び芸名、ペンネーム、通称など、運転免許証等の公的書類と異なる名義での申込をすること。
13. ビジネスプランとして認められていない事項を、ビジネス参加者が自己の裁量で取引の相手方に口頭で約束すること。
14. 会員登録条件を満たさない者及び未入会の者が、会員の従業員となり実質的にビジネス活動をする事や、会員の権利を享受すること。
15. 各種セミナー及び研修等において、事前に弊社が承認した場合を除き、他の組織、商品の説明、勧誘及び販売等を行うこと。
16. 本書面及び弊社の発行する書面の内容を改ざんすること。
17. 弊社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各会員が任意で作成した補助資料に誇大表示をすること及びこれを使用し勧誘すること。
18. 弊社主催の大会、説明会等において、弊社の許可無く録画、録音すること。
19. 弊社及び本ビジネス、他の会員のイメージを傷つける行為。
20. その他、公序良俗に反する行為をすること。
21. その他、弊社の判断で、著しく弊社及び他の会員に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をすること。

21. 【商品交換・中途解約】

会員は登録解除に伴い、下記条件にて交換及び返品に伴う返金を請求することが可能です。

1. 会員本人が弊社から購入した商品で、商品受領日から30日以内の商品のうち、その時点で「再販可能」でかつ「使用可能」な未開封の商品を交換することが可能です。なお、交換商品は、返送商品のポイントと同等若しくはそれ以上でなくてはなりません。返送商品は、購入時の会員価格の90%を上限として交換商品代金に充当されることとなります。
2. 新規登録から1年以内に任意に会員登録を解除する場合は、会員本人が弊社から購入した商品で商品受領日から90日以内の商品のうち、その時点で「再販可能」でなおかつ「使用可能」な未開封の商品に限り返品することができます。弊社は返品商品の購入時の会員価格の90%を上限として、返品に伴う返金を行います。なお、その際の振込手数料は本人負担となります。

22. 【会員資格の停止、取消、処分】

弊社の審査により、会員が以下の事項の何れかに該当する、又は該当事項の発生に指導管理、監督責任があると判断した場合、該当会員は、会員登録時に遡ってボーナス（特定利益）請求権を喪失します。したがって弊社はボーナスの全部若しくは一部を支払わない、又は過去に支払われたボーナスの返還を請求する権利を有します。また、弊社は以下の各項目の何れかに該当する会員の資格を停止、取消することができます。会員資格停止の場合は、該当する事由が解消されたと弊社が判断した場合、該当会員の資格を復活させることができます。会員資格を停止、取消しされている間に発生しているボーナスは、いかなる理由であっても、弊社に請求することはできません。又は以下の事由により弊社が損害を被った場合、該当会員には弊社に対し損害を賠償して頂きます。また、当該会員を指導管理、監督すべき立場にある会員は、問題解決に当たり、弊社に協力して頂きます。なお、本条項は会員資格喪失後も有効とします。

1. 弊社の定める禁止事項、規約、概要書面に違反した場合。
2. 特定商取引に関する法律及び関係法規及び公序良俗に違反した場合。
3. 消費者センター及びその他公的機関の指導を受けるなどの消費者問題を引き起こした場合。
4. 会員間で金銭問題、異性問題等の重大な紛争を引き起こした場合。
5. 他の会員を、MLMをはじめとする他組織に勧誘した場合。
6. 公序良俗に反する発言、行為をしたと弊社が判断した場合。
7. その他、会員としてふさわしくない発言、行為をしたと弊社が判断した場合。

23. 【取扱商品一覧表】

商品名	希望小売価格	会員価格	PV (ポイント)
ルビーセル インテンシブ 4U セラム	51,540円	51,540円	320,000
ルビーセル インテンシブ 4U セラム ※EX価格	25,770円	25,770円	160,000
ルビーセル インテンシブ 4U クリーム	25,770円	19,330円	92,000
ルビーセル インテンシブ 4U ミスト	5,030円	3,870円	18,000
ルビーセル インテンシブ 4U シルキークレンザー	6,560円	5,030円	23,400
ルビーセル インテンシブ 4U ディープクレンジングMP	3,280円	2,580円	10,000
ルビーセル インテンシブ 4U バイオセルローズマスク	25,770円	19,330円	90,000
ルビーセル インテンシブ 4U リバイタライジングプラス アイクリーム	10,050円	7,740円	30,000
ルビーセル インテンシブ 4U リバイタライジングプラス アイパッチ	11,720円	9,020円	35,000
ルビーセル インテンシブ 4U BBクリーム	6,680円	5,160円	24,000
ルビーセル インテンシブ 4U マスタークイーンクッション	6,550円	5,200円	20,000
ルビーセル インテンシブ 4U シルキーヘアシャンプー	5,860円	4,510円	24,500
ルビーセル インテンシブ 4U シルキーヘアトリートメント	5,030円	3,870円	21,000
アトラク インテンシブ セラム	30,460円	23,200円	90,000
アトラク インテンシブ クリーム	3,750円	2,840円	11,000
アトラク インテンシブ スキンバリアークリームミスト	4,100円	3,220円	12,500
アトラク インテンシブ ピュアソープ	2,290円	1,760円	6,800
アトラク トリプルアクア・ジェル	2,020円	1,550円	6,000
アトラク トリプルアクア・ローション	3,700円	2,840円	11,000
ルビーセル エアブラシ・システム	16,200円	16,200円	—
ルビーセル ハンディエアブラシ・システム	16,200円	16,200円	—
エアブラシ・デモセット	—	41,500円	160,000
ハンディ・デモセット	—	41,500円	160,000
エアブラシ・デモセット(アトラク)	—	38,900円	90,000
ハンディ・デモセット(アトラク)	—	38,900円	90,000
ビジネスセット	—	294,360円	1,600,000
プロモーションセット	—	257,690円	1,600,000
プロモーション-halfセット	—	128,800円	800,000
エージェンタートセット	—	87,000円	400,000
エージェンタートセット(ハンディ)	—	87,000円	400,000

※EX価格：SV以上のタイトル保持者の購入価格

24. 【新規登録】

タイトル	登録条件
メンバー (M)	5万PV (約1万円) の購入
エージェンタート (AG)	40万PV (約7~11万円) の購入
シルバー (SV)	160万PV (約25~29万円) の購入

25. 【タイトルと昇格条件】

アフロゾーンジャパンは下記のタイトルの昇格条件により運営されます。

1. メンバー (M) →本人実績5万PV
2. エージェンタート (AG) →本人実績40万PV。
3. シルバー (SV) →本人実績160万PV。

若しくはパートナー系列の第一世代で本人AG昇格後のAG以上を系列別で3名育成(プレイスメント含む)。

若しくは本人が期限内に1回のオーダーで80万PVの実績をあげAGに昇格、その購入した期を含む2期以内に本人が直接リクルートした人(メンバーあるいは新規会員)が、同じく1回のオーダーで80万PVを達成。

4. ゴールド (GD) →パートナー系列で、3か月(連続6期)の累積PVが800万PV以上(プレイスメント含む)。
ただし、3系列、各系列ごとの合計が160万PV以上。

5. エメラルド (EM) → パートナー系列の3か月 (連続6期) の累積PVが、系列別で①3,000万PV、②3,000万PV、③その他合計4,000万PV育成 (プレイスメント含む)。
6. ダイヤモンド (DM) → スポンサー、パートナー各系列で、エメラルドを2系列育成。
7. ダブル・ダイヤモンド (DDM) → スポンサー、パートナー各系列で、ダイヤモンドを1系列、エメラルドを2系列育成。若しくはスポンサー、パートナー系列でエメラルドを5系列育成。
8. トリプル・ダイヤモンド (TDM) → スポンサー、パートナー各系列で、ダブル・ダイヤモンドを2系列、ダイヤモンドを1系列育成。若しくはスポンサー、パートナー各系列でダイヤモンドを5系列育成。
9. グリーン・ダイヤモンド (GDM) → スポンサー、パートナー各系列で、トリプル・ダイヤモンドを2系列、ダブル・ダイヤモンドを1系列育成。若しくはダブル・ダイヤモンドを5系列育成。
10. ブルー・ダイヤモンド (BDM) → スポンサー、パートナー各系列でグリーン・ダイヤモンドを3系列育成。若しくはトリプル・ダイヤモンドを5系列育成。

26. 【マーケティングプラン (特定利益)】

< 語句の説明 >

PV：ポイントバリューの略。商品に付与されているポイントで、報酬計算の土台として用いる数値。

換算率 (=0.115)：PVを日本円に換算するための数値。為替変動等の理由により変更する場合があります。

リクルート：アフロゾーンを紹介し、会員登録していただくこと。

スポンサー：アフロゾーンを直接紹介し登録へ導いた方。

スポンサー系列：直接紹介のつながりを現す組織図。

プレイスメント：系列の本数を制限するために、登録する際にスポンサーと異なる方を指定し配置する方法。
ただし、スポンサーのパートナー系列の傘下だけに配置できます。

パートナー：プレイスメントの結果、つながる会員のこと。

パートナー系列：プレイスメントの結果、配置された組織図。

◎ 期ボーナス (1期：1日～15日、2期：16日～月末日)

支給条件：GD以上は、期内にGDが10万PV以上、EM以上が20万PV以上の再購入若しくは1名以上の新規SVリクルート (※リピートボーナス、リクルートボーナスを除く)

1. リピートボーナス (10%～25%)

支給対象：SV以上

期内のあなたの購入実績 (再購入分) PVを、各タイトルの支給率に応じて支給するボーナス。

タイトル	SV	GD以上
支給%	10%	25%

2. リクルートボーナス (5%～25%)

支給対象：AG以上

期内に新規登録された会員の購買実績 (新規注文分) PVを、各タイトルの支給率に応じて支給するボーナス。

(※新規登録された会員がM・AGの場合、その再購入実績も対象)

タイトル	AG	SV	GD以上
支給%	5%	10%	25%

3. スポンサーングボーナス (10%)

支給対象：GD以上

- ①あなたが直接リクルートした人 (=あなたがスポンサーになっている人、タイトルは不問) の再購入実績PVの10%が支給されるボーナス。
- ②あなたが直接リクルートした人の先に発生した新規及び再購入実績PVの10%を支給するボーナス。世代が続く限りその対象となる。ただしGD以上 (仮に*GD1) が途中で誕生した場合はGD1までの購買実績が対象に、加えてGD1の直リクルートの新規購入実績がボーナス対象となる。

4. GD育成ボーナス (5%)

支給対象：GD

あなたがGDで、スポンサー系列で各系列最初のGDグループの新規及び再購入実績PVに対して支給するボーナス。(対象GDグループのGDの再購入実績PVも含む)

5. EMタイトルボーナス (10%)

支給対象：EM以上

スポンサー系列で独立グループ系列(EM以上)を除き、新規及び再購入実績PVに対して支給するボーナス。EM達成した翌期より支給となります。EM昇格期に発生したPVは、新EMの上にいるEM以上の方に支給となります。

【注】グループ傘下よりEM会員が誕生した場合、翌期以降その系列からEMタイトルボーナスは発生しません。

6. レベルボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：本人タイトルがEM以上で、期内に本人20万PVの再購入、又は、直スポンサーの新規SV1名。

直スポンサーの独立グループのタイトルボーナス金額の40%を支給するボーナス

	EM	DM	DDM	TDM	GDM	BDM
1世代目EM以上	40%	40%	40%	40%	40%	40%
2世代目EM以上	—	—	40%	40%	40%	40%

◎月ボーナス (毎月1日～末日)

7. GD月間ボーナス

支給対象：GD

支給条件：1か月間(暦月)の実績で①新規SVを2名直接紹介、あるいは20万PVの再購入実績、のいずれかを満たし、かつ②パートナー系列で、系列合計320万PV以上の売上が3系列ある場合、46,000円が支給されるボーナス。

※1期でGDに昇格した場合、GD月間ボーナスは翌月より対象となります。(例：7月15日付けでGD昇格した場合、8月度より対象)

※EM昇格後、3か月間に限り、上記条件②を満たした場合にはGD月間ボーナスを受け取ることができます。

8. EM月間ボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：パートナー系列で、①系列合計1,000万PV以上(独立グループ含む)が3系列以上ある場合、すべての系列のPVが対象。若しくは②非独立グループ売上で3,000万PV以上がある場合、非独立グループのPVが対象。該当PVの1.5～1.8%が支給されるボーナス。(タイトル別、系統別で最大のボーナス金額あり)

最大ボーナス金額と支給率

タイトル	EM	DM	DDM	TDM	GDM	BDM
3系列	172,500円	345,000円	690,000円	1,150,000円	2,300,000円	3,450,000円
4系列	230,000円	460,000円	920,000円	1,725,000円	2,875,000円	4,600,000円
5系列	287,500円	575,000円	1,150,000円	2,300,000円	3,450,000円	5,750,000円
支給率	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.8%	1.8%

9. EMマッチングボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：スポンサー系列傘下で、EM月間ボーナスを受け取っているEM会員以上の第1～3世代まで、EM月間ボーナス金額の10%が支給されるボーナス。

(※EM月間ボーナスを受給していない傘下のEM以上会員はスキップし、次の世代が該当します)

◎ジャパンオリジナルボーナス

10. ユニレベルボーナス

支給対象：GD 以上

支給条件：GDは、該当月の1期若しくは2期の期ボーナスを受給していること。EM以上は、該当月の1期及び2期の期ボーナスを受給していること

スポンサー系列において、各世代の新規及び再購入実績PVに対して支給されるボーナス

	GD	EM	DM	DDM以上
第1世代	5%	7%	4%	4%
第2世代	5%	5%	4%	4%
第3世代	—	3%	5%	4%
第4世代	—	—	5%	5%
第5世代	—	—	—	6%

(※ユニレベルとは、スポンサー系列のつながりを世代で表したものです)

11. EM育成ボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：該当月の1期及び2期の期ボーナスを受給していること

スポンサー系列において、EM独立グループの売上PVに応じて支給されるボーナス

	EM	DM	DDM以上
EM第1世代	5%	5%	5%
EM第2世代	—	3%	3%
EM第3世代	—	—	1%

◎グローバルボーナス

12. シェアボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：1か月間（暦月）の実績で、①パートナー系列1,000万PV以上（独立グループ含む）が2本、かつその他合計2,000万PV（独立グループ含む）、あるいは②非独立グループで3,000万PV以上の売上

上記を満たすと「1点」獲得。さらに、スポンサー系列で第2世代までのEM以上が「1点」を獲得すると、自分にもさらに1点加算。四半期（3か月）に獲得した合計点数によってシェアボーナスを四半期（3か月）ごとに支給します。

◎ボーナス受領条件：四半期（3か月）の総点数3点以上

※1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月

◎昇格ボーナス

13. 昇格ボーナス

支給対象：EM以上

EM以上のタイトルに昇格すると、タイトルに応じて支給されるボーナス

支給は、一括払いと12か月分割を選択できます。一括払いの場合は、ボーナス金額の70%を支給。

12か月分割は、ボーナス金額の100%を12で割った金額を12か月にわたって毎月支給。

EM	DM	DDM	TDM	GDM	BDM
805,000円	1,150,000円	2,300,000円	3,450,000円	5,750,000円	11,500,000円

27. 【ボーナス取得条件】

ボーナスの取得には、タイトルに応じたマーケティングプランに明示された取得条件が必要です。

28. 【ボーナスの締日と支給日】

1. 1日～15日までを1期とし、1期の実績のボーナスは翌月15日に支給されます。
2. 16日～末日までを2期とし、2期の実績のボーナスは翌月末日に支給されます。
3. 1期又は2期のボーナスとして支給されるボーナスの種類は、リピートボーナス、リクルートボーナス、スポンサリングボーナス、GD育成ボーナス、EMタイトルボーナス、レベルボーナスが該当します。
4. 当月1日～末日までの月間の実績に対するボーナスの種類は、GD月間ボーナス、EM月間ボーナス、EMマッチングボーナス、ユニレベルボーナス、EM育成ボーナスが該当します。
5. シェアボーナスは、四半期（連続3か月）の実績に対して、翌々月月末に支給します。
6. 昇格ボーナスは、一括払いの場合は昇格の翌々月月末に、分割払いの場合は昇格の翌々月月末から12か月にわたって支給します。
7. 全てのボーナスの支給は、支払日が金融機関の休日の場合、一営業日前に支給します。
8. ボーナスの支払いは、ボーナスの発生金額合計が3,000円以上となった場合に支払います。なお、ボーナス合計額3,000円未満の場合は、翌期へ繰越し、3,000円以上になった時点で支払います。
9. ボーナスには消費税が含まれています。
10. ボーナス振込額は、事務手数料880円を差し引いた金額になります。
11. ボーナスが発生した場合、Web上のあなたのAPHRO OFFICEのボーナス照会で確認できます。
12. ボーナスの計算方法により算出されたPVに、0.115（換算率）をかけたPV＝円と換算します。ただし、小数点以下は切り捨てとなります。
13. 換算率は予告なしに変更する場合があります。
14. ボーナス支払い後に、返品、解約等を行った場合、過払いとなった金額は次回のボーナス支払い時に精算します。支払い明細上マイナスが生じた場合、書面により通知します。弊社が書面にて指定した期日までに弊社指定口座までお振込ください。なお、その際の振込手数料は本人負担です。返還義務は、会員の資格を喪失した後も継続されます。
15. 退会などにより会員登録を抹消した場合、退会期に限り、ボーナスを支払います。

29. 【個人情報の取扱い】

弊社並びに業務委託会社は、業務範囲から逸脱することなく個人情報を厳重に管理し取り扱います。

ただし、下記個人情報の取り扱いに関し同意いただけない方はご登録ができません。また、ご登録後に個人情報の開示や利用、提供を拒否される方は退会の手続きをご案内いたします。

1. 個人情報の開示

- ① 個人が本会活動を通じて得た個人情報又は会社が開示した個人情報は、会員活動の正当な目的のためにのみ使用できるものとします。
- ② 会員は会員活動で得た個人情報を第三者に開示することはできません。

2. 個人情報の提供

- ① 個人情報をもとに商品の受注、発送、代金の回収その他弊社関連業務を行うため、弊社は収集した会員の個人情報を委託会社に提供しています。
- ② 会員が組織構築管理上必要な情報として、会社が承認した上位会員に対しては、その系列の会員個人情報を提供することを承諾するものとします。
- ③ 会社は正規の手続きを経て紹介があった警察・裁判所・税務署などの機関に、会員の個人情報を提供する場合があります。

3. 個人情報の活用

弊社は会員登録を行った会員に対して、弊社のイベント、新商品情報、ルールの変更等についてDM、電子メール、又は電話、FAXで告知することがあります。

30. 【機密保持】

弊社会員は、本ビジネスにおいて知り得た情報を第三者に対して開示してはいけません。ただし正当な理由によりあらかじめ弊社及び該国会員の承認を得た場合は、これに含まれません。また、本ビジネスにおいて知り得た情報を本ビジネス以外の目的で使用してはいけません。

31. 【信販の抗弁権の行使】

会員は弊社が提供する信販（クレジット）会社のクレジット分割払いで購入した商品について、以下の理由により、弊社に対して抗弁事由がある場合、その事由が解決されるまでの間、提供信販会社に対する支払いを拒否できます。

1. 販売契約の成立していない場合。
2. 商品の引渡しが行われていない場合。
3. 商品に破損、その他の瑕疵がある場合。
4. 商品の現物が見本、カタログ等と明らかに違う場合。
5. クーリングオフで売買契約を解除できる場合。
6. その他、商品の販売について、弊社に対して生じる対抗理由がある場合。

※上記により支払停止抗弁を適用できる事案は、以下に該当するものに限りです。

1. 割賦購入斡旋契約（クレジット契約）である。
2. 該当契約の支払方法が、2か月以上の期間にわたる3回以上の分割払いであること。
3. 割賦販売法に定める指定商品、指定権利、指定役務であること。
4. 購入者（契約者）にとって商行為とならないこと。
5. 支払総額が4万円以上であること。（クレジット契約がリボルビング方式の場合は、3万8千円以上であること）
6. 弊社に対し、抗弁事由があること。

32. 【管轄裁判所】

会員と弊社の関係における一切の紛争について、弊社の本社所在地における地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

33. 【概要書面、契約書面及び契約内容の改定】

弊社は、社会情勢の変化・経済事情の変化・各システム変更・関連法規変更及び遵守に伴い、弊社が必要と判断した場合、概要書面・契約書面及び契約内容（取扱商品・特定負担・特定利益の算出方法等）を予告なしに追加・訂正・加筆により改定することがあるものとし、会員はそれを了承するものとします。

34. 【契約の撤回（クーリングオフ）】

1. 会員は次の通り、申込みの撤回又は解約（クーリングオフ）ができます。契約書面を受領した日、又は会員登録時購入分の商品を受領した日の何れか遅い方より起算して20日間は、書面又は口頭での申し出により、自由に申込みの撤回又は解約（クーリングオフ）ができます。その効力は、書面を発信（投函）した日（消印有効）から生じ、その場合に違約金や損害賠償、若しくは商品引取に要する費用の請求をされることはありません。
2. 返品された商品が使用・開封済みの場合は、その利益相当額について請求する場合があります。
3. 会員は、自身の紹介実績を含む傘下の実績の中からクーリングオフ等によるキャンセルが起こった場合、弊社に対しても、該国会員に対しても、違約金や損害賠償の請求はできません。キャンセルされた契約に関するボーナスが支払済みの場合、次回のボーナス支払い時に精算します。支払明細上マイナスが生じた場合は、弊社からの通知文書に記載された期日までに弊社指定口座までお振込にて返金して頂くものとします。
4. 不実告知や威迫困惑行為によってクーリングオフをしなかった場合は、改めてクーリングオフができる旨を定める書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリングオフができます。

35. 【定型約款制及び内容の変更】

1. 会員登録の申込に際しては、概要書面(及び契約書面。以下同じ)記載のすべての内容を確認してください。当社は、会員登録の申込があった場合には、概要書面に同意したものとみなします。概要書面は民法548条の2が定める定型約款に該当し、登録した会員は会員登録を行った際は、概要書面記載の内容にも同意したものとみなされます。

36. 【概要書面の変更】

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、概要書面を変更することができます。
 - ① 概要書面の変更が、会員の一般の利益に適合する場合。
 - ② 概要書面の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による概要書面の変更にあたり、変更後の概要書面の効力発生日の前に相当な期間をもって、概要書面を変更する旨及び変更後の概要書面の内容とその効力発生日を当社のウェブサイトに掲示し、または当社が必要と判断した会員に対し、電子メール等当社が適当と考える手段で通知します。
3. 当社が会員に前項の方法をもって変更後の概要書面の内容を通知し、変更後の概要書面の効力発生日以降に、会員が会員契約を利用した場合（商品の購入、新規勧誘活動、報酬の請求・受領等）、会員は概要書面の変更同意したものとみなします。

クーリングオフについて

会員には、特定商取引に関する法律の定めるクーリングオフ制度による契約解除の権利が認められています。会員は、弊社からの契約書面、若しくは商品を最初に受領した日のどちらか遅い日を起算日として20日間以内であれば、登録にかかる契約を書面又は口頭にて解除することができます。

1. 契約解除に際しての損害賠償や違約金は一切ございません。
2. 初回商品の返送にかかる費用は弊社にて負担いたします。
3. 契約解除の効力は書面発信（消印日）より発生します。
4. 商品代金その他初回購入にかかる費用が既に支払われている場合には、速やかにその金額を返金いたします。
5. クーリングオフの行使を防ぐために『不実の告知』を告げられ、そのためによる誤認、又は威迫されて困惑しクーリングオフを行わなかった場合は、連鎖販売業を行う者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは書面又は口頭にてクーリングオフすることができます。

※初回商品のお受取りがなかった場合又は受取拒否により弊社に商品が返品された場合には、クーリングオフの行使とみなし、契約解除の手続きをとらせていただきますので予めご了承ください。

郵便はがき
〒103-0001
株式会社アフロゾーンジャパン 行
〒103-0001
THE PORTAL Nihombashi
East 2F
東京都中央区日本橋小伝馬町21-1

ご住所
ご契約者名前
電話番号

契約日
令和 年 月 日
会員ID
お名前
商品名
右記日付の契約は
解除します。

クーリングオフをするには

官製はがきなどに左記内容をご記入後、弊社にお送りください。

クーリングオフ期間中であれば、商品代金を返金いたします。返送費用その他違約金等は一切かかりません。